

○宿舎設置要求参考調書等の提出について

〔平成14年7月23日〕

財理第2813号〕

改正 平成16年5月28日財理第2065号
同 18年3月31日同 第1335号
同 22年3月31日同 第1414号
同 27年3月3日同 第1007号
同 29年6月26日同 第2169号
令和元年7月5日同 第2378号
同 2年12月18日同 第4098号
同 4年3月22日同 第1166号
同 6年4月25日同 第1286号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

国家公務員宿舎事務取扱準則（昭和34年大蔵省訓令特第6号。以下「準則」という。）第5条の規定において、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第4条第1項の規定により毎会計年度設置すべき宿舎について報告することとされている事項については、別紙に留意のうえ作成し、前年度の11月30日までに提出されたい。

おって、「宿舎設置要求書等の提出について」は、別添のとおり各省各庁官房長等に通知したから了知されたい。

（別紙）

宿舎設置要求参考調書等について

1. 基本的考え方

宿舎設置計画は本省において作成するものであるが、準則第5条の規定に基づく報告（宿舎設置要求参考調書。以下「参考調書」という。）は、宿舎設置計画策定の前提として、重要な意義を有するものである。

特に、各省各庁からの宿舎設置要求書（以下「要求書」という。）の提出は、当該宿舎の設置、設計等について財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局並びに財務事務所等（以下「財務局等」という。）と調整を了したのみ行わせることとしているので、財務局等が作成する参考調書はより一層重要性を増している。

財務局等においては、本趣旨を踏まえて、地域の宿舎の状況把握、官署との調整を十

分に行い、参考調書を作成するものとする。

(注) 審査結果については各官署に連絡し、各省各庁の要求と齟齬をきたさないよう留意するものとする。

2. 宿舎の設置方針

(1) 宿舎の設置は、合同宿舎による設置を原則とし、集約化に努めるものとする。また、官署より省庁別宿舎の要求があった場合には、宿舎の設置場所、必要性等からみて真にやむを得ないと認められる場合に限るものとする。

令和4年3月22日付財理第1164号「国家公務員宿舎の設置及び維持整備に関するコスト比較について」通達に基づき、建設、建替及び模様替の必要性については借受とのコスト比較を実施し、経済合理性が認められるか検証を行うものとする。

(2) 具体的な宿舎設置に当たっては、老朽宿舎の建替を基本とし、新規の設置は、官署の新設、移転等に伴い必要な場合にのみ行うものとする。

また、老朽・狭あいな鉄筋コンクリート造宿舎については、必要に応じ模様替等を行うことにより、その居住水準の向上を図った上で活用することを検討するものとし、当該老朽・狭あい宿舎に係るその他の設置は、この検討を経た上で真に必要な場合に限り行うものとする。

3. 参考調書の様式等

(1) 財務局等は、平成13年3月16日付財理第907号「国家公務員宿舎事務取扱準則に規定する報告等の様式について」通達の記1に定める第一号様式により参考調書を作成するものとする。

(2) 合同宿舎建設計画には、次の補足資料を添付するものとする。

- ① 令和 年度合同宿舎建設計画一件別調書（様式1）
- ② 令和 年度合同宿舎設置要求審査調書（様式2）
- ③ 令和 年度宿舎設置要求附帯施設等価格算定調書（様式3）
- ④ 合同宿舎位置図等

合同宿舎ごとに位置図、案内図、建物配置図等を添付する（図面は日本産業規格A列4（又はA列3）とする。）。

(注) 1. 位置図は、最寄りの駅等交通機関からの位置関係が分かるものとする。

2. 案内図は周囲の土地の利用状況が分かるもの（住宅地図等）とする。

3. 建物配置図（利用計画図）には次の事項を記載する。

- ① 敷地内に既設宿舎があるときは、各棟ごとの建築年次、構造、階数、規格、戸数等を記載する（廃止協議済み宿舎であるときは、廃止協議年度及び取壊し予定年月）。
- ② 建替等のため取り壊すことが必要と認められる建物があるときは、当

該建物の表示（点線により明示）。

③ 同一敷地内に将来建設計画のある合同宿舎がある場合には、当該建物を表示するとともに、構造、階数、規格、戸数を記載する。

④ 図面には該当財産を、次の色の枠線で明示すること。

イ 設置要求宿舎・・・・・・・・青

ロ 廃止予定宿舎・・・・・・・・赤

ハ 使用する敷地・・・・・・・・緑

ニ 最寄りの駅・・・・・・・・黄

（注）建物配置図には、参考資料として平面図を添付する。

4. 上記のほか、添付図面作成様式、作成要領、記載例を参照の上、必要事項を適宜記載し作成するものとする。

⑤ 開発指導要綱等

宿舎設置予定地所在の市区町村において定める条例又は開発指導要綱により、建設計画に特別な義務が課される場合には、参考調書の備考欄にその旨を記載するとともに、要綱等の写しを添付する。

⑥ 所管換等予定財産一覧表（様式4）

(3) 省庁別宿舎建設計画には、「令和 年度省庁別宿舎設置要求審査調書」（様式5）を添付するものとする。

4. 参考調書作成に当たっての留意事項

(1) 参考調書の作成に当たっては、各省各庁あて通知した別添通達「宿舎設置要求書等の提出について」によるほか、以下の点に留意するものとする。

① 宿舎建設計画の作成に当たっては、まず、令和4年3月22日付財理第1163号「国家公務員宿舎の市町村ごとの需要と供給の状況に応じた対応等について」通達（以下「宿舎の需給通達」という。）に基づき、建設予定地域やその周辺地域における宿舎の需要と供給を的確に把握し、当該地域において、すう勢的に宿舎が不足しているか確認を行うものとする。

② また、宿舎の老朽度合い、貸与状況等の現状についても的確に把握するとともに、省庁再編、官署の統廃合等今後の宿舎需要に関わる動向の把握に努め、宿舎の新規設置が必要かどうか見極めること。

（注）省庁単位で宿舎事情を把握するとともに設置の必要性を審査する。

③ 財務局等においては、各官署からの設置要求の有無にかかわらず、自ら宿舎設置について検討を行い、新たな宿舎設置を必要と判断する場合には、要求書の提出について関係官署を指導すること。

（注）合同宿舎の設置に当たっては、財務局等が自ら省庁別宿舎の取り込みの可能性、宿舎の改修状況等を勘案の上、当該宿舎の建替について検討を行うものと

する。なお、合同宿舎設置計画における整備手法については、本省において調整を行う。

- ④ 現況が非効率と認められる宿舎については、その解消を図るため、財務局等においても当該宿舎の建替等について検討を行い、新たな宿舎設置を必要と判断する場合には、要求書の提出について関係官署を指導すること。
- ⑤ やむを得ず省庁別宿舎の設置を行う場合は、極力複数官署の合築を行う等、集合住宅によるよう関係官署を指導すること。なお、単独宿舎については、集合化が不可能な場合等、真にやむを得ない場合に限るものとする。
- ⑥ 省庁別宿舎については、地域における宿舎設置の必要性を中心に審査した上で、宿舎の設計、設置する場所等についても関係官署と調整を行うこと。
- ⑦ 未入居（貸与）となっている宿舎については、国有財産の有効活用の観点から、未入居（貸与）宿舎の解消に努めるよう関係官署を厳に指導するとともに、関係官署との調整を積極的に図り、当該未入居（貸与）宿舎の活用にも努めること。なお、建築年次等により不要と見込まれる宿舎については、あらかじめ財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長と調整の上、宿舎の需給通達記第1に規定する改修留保宿舎への判定の変更について検討を行うよう関係官署を指導すること。

(注) 要求のない官署についても宿舎状況について把握し、未入居（貸与）宿舎が存在する場合には解消方指導すること。

- ⑧ 国家公務員宿舎法施行規則第6条第2項に定める規格のうち、e型宿舎の新規設置は認めないものとし、d型宿舎の新規設置については、真に必要性が認められるものに限り認めるものとする。

(2) 調整未了となった要求にかかる対応

要求書の内容について調整が整わず、要求官署において本省間調整を希望する場合は、財務局等は参考調書に、調整未了に至った理由を明記するものとする。

5. 書面等の作成・提出等の方法

(1) 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

(2) 電子メール等による提出等

- ① 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。
- ② 上記①の方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

6. 本省承認

本通達により処理することが適当でない認められる場合には、理財局長の承認を得て処理することができるものとする。

(様式 1 記載要領)

- 1 本調書は、合同宿舎建設計画に計上した合同宿舎について一件別に作成する。
- 2 「要求内容」欄の区分は、次の要求区分によるものとし、該当する規格及び戸数を記載する。
 - (1) 老朽建替：老朽に伴い宿舎を建て替える場合
 - (2) 借受解消：宿舎を設置することで借受宿舎を解消する場合
 - (3) 機構新設：機構新設に伴い、宿舎の設置が必要となる場合
 - (4) 増員：新たに定員要求を行うことに伴い、宿舎の設置が必要となる場合
 - (5) 機構統廃合：機構統廃合に伴い、宿舎の設置が必要となる場合
 - (6) その他：上記以外の理由により、宿舎の設置が必要となる場合
- 3 「要求理由」の各欄には、それぞれ理由を具体的に記載する。
 - (1) 宿舎を設置することについての必要性、緊急性等を記載する。
 - (2) 設置規格の決定理由を記載する。特に、設置戸数の中に「配分留保」がある場合は、その理由も記載する。
 - (3) 充足率が、宿舎整備前において100%を超えている場合は当該地域の既設の未入居（貸与）宿舎で対応できない理由を記載する。
- 4 「整備に伴う廃止予定宿舎」欄については、以下により記載するものとする。
 - (1) 「整備後の状況」の「廃止戸数」欄（建替及び単純廃止戸数）に対応する宿舎について記載するものとし、単純廃止の場合には「備考」欄に「単廃」と記載する。
 - (2) 「耐震性能評価値」欄には、以下の区分を踏まえて記載することとする。
 - ①昭和56年6月1日以降に建築確認又は計画通知を受けた建物については、「新耐震」と記載する。
 - ②上記①に該当しない場合は、次のイ～ハに分類して記載する。
 - イ 『官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）』に基づき診断している場合は、表2.15（耐震改修等の緊急度に関する総合評価）の「耐震診断結果の評価」の「構造体」の評価（a～d）を記載する。
 - ロ それ以外の方法により診断している場合で、建物が耐震性能を有しているものは「○」を記載し、有していないものは「×」を記載する。
 - ハ 耐震性の有無が不明な場合は、「不明」と記載する（新たに耐震診断を実施する必要はない。）。
 - (3) 「跡地の利用計画」欄には、建替用地（合同宿舎又は省庁別宿舎の別を記載）、用廃引継（財務局等において財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定を活用して宿舎整備を図る場合の所管換を含む）、庁舎用地、借受解消、自省庁処分（要求省庁において処分）、その他の別を記載する。
 - (4) 廃止する宿舎が特別会計所属財産である場合は、「備考」欄に会計名を記載する。
- 5 本調書には、設置地及び集約される宿舎が所在する市区町村の前年度の6月1日現在の住宅事情調査出力表「規格別充足率調べ」（別添様式）を添付するものとする。

(別添)

規格別充足率等調べ

令和 年6月1日現在 No.

職員の級	職員数	住居安定	宿舍必要者数	規格	合同 省庁別	宿舍戸数(貸与ベース)							宿舍戸数 設置ベース	設置必要戸数	住居宿舍 安定率	充足率	保有率	
						入居戸数	調整数	未貸与	明渡未了	設置未了	貸借分	廃止予定						計
9級、10級、 指定職	人	人	()	e	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
6~8級			()	d	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
3~5級			()	c	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
2級以下			()	b	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
世帯計			()	e~b	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
男子(独身)			()	a	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
女子(独身)			()	a	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
独身計			()	a	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
計			()	e~a	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													

令和 年度合同宿舎設置要求審査調書
(総括表)

住宅名		構造・規格及び戸数							戸		棟数及び階層		棟		F		財務(支)局		
設置地		建設用地の状況							㎡ /		㎡ []		用途地域		建ぺい率 / 容積率		% / %		
省庁名	官署名	各省各庁要求							財務(支)局意見(判定A)							財務(支)局 意見 (判定B)	財務(支)局 意見 (判定C)	備考	
		老朽 建替	借受 解消	機構 新設	増員	機関 統廃合	その他	合計	老朽 建替	借受 解消	機構 新設	増員	機関 統廃合	その他	合計				
計	a 型																		
	b 型																		
	単 b 型																		
	c 型																		
	d 型																		
	e 型																		
	配分留保 計																		

(注) 1. 合同宿舎の建替えについては、配分先の省庁の内訳についても記載すること。なお、本様式に記載できない場合は、別葉にすること。
2. 様式 2 - 1 の記載例を参照のこと。

令和〇〇年度合同宿舎設置要求審査調書
(総括表)

住宅名	〇〇住宅	構造・規格及び戸数	RC-c 40戸		棟数及び階層	1棟 5F		〇〇 財務局										
設置地	〇〇県〇〇市	建設用地の状況	〇, 〇〇〇㎡/〇, 〇〇〇㎡ [〇〇市より購入予定]			用途地域	第〇種 住居専用地域	建ぺい率/容積率	〇〇%/〇〇〇%									
省庁名	官署名	各省各庁要求							財務(支)局意見(判定A)							財務(支)局 意見 (判定B)	財務(支)局 意見 (判定C)	備考
		老朽 建替	借受 解消	機構 新設	増員	機関 統廃合	その他	合計	老朽 建替	借受 解消	機構 新設	増員	機関 統廃合	その他	合計			
〇〇省	〇〇〇局	c-8			c-4		c-12	c-3			c-2			c-5	c-5	c-2		
〇〇省	〇〇〇所	c-7			c-2		c-9	c-4						c-4	c-5			
〇〇庁	〇〇〇所	c-5			c-3	c-2	c-10	c-3			c-1			c-4	c-4	c-2		
〇〇庁	〇〇〇局				c-2	c-3	c-5								c-3	c-2		
合同宿舎	(配分先)																	
(〇〇省)	(〇〇〇局)	b-⑤					b-⑤	c-⑤						c-⑤			〇〇住宅	
(〇〇省)	(〇〇〇局)	b-⑤					b-⑤	c-⑤						c-⑤			〇〇住宅	
(〇〇庁)	(〇〇〇所)	b-⑤					b-⑤	c-⑤						c-⑤			〇〇住宅	
(〇〇省)	(〇〇〇所)	b-⑤					b-⑤	c-⑤						c-⑤			〇〇住宅	
(〇〇庁)	(〇〇〇署)	b-⑤					b-⑤	c-⑤						c-⑤			〇〇住宅	
	配分留保												c-②	c-②				
計	a 型																	
	b 型	25					25											
	単 b 型																	
	c 型	20			11	5	36	35			3	2	40	17	6			
	d 型																	
	e 型																	
	配分留保																	
計	45			11	5	61	35			3	2	40	17	6				

(注) 1. 合同宿舎の建替えについては、配分先の省庁の内訳についても記載すること。なお、本様式に記載できない場合は、別葉にすること。
2. 様式 2 - 1 の記載例を参照のこと。

住宅名	構造・規格及び戸数	— 戸	棟数及び階層	棟	F	財務（支）局	
設置地	建設用地の状況	㎡ / ㎡ []		用途地域		建ぺい率 / 容積率	% / %
省庁名	官署名	各省各庁要求		財務（支）局意見（判定A）		備考	
		区分	規格・戸数	判定	規格・戸数		
		老朽建替					
		借受解消					
		機構新設					
		増員					
		機構統廃合					
		その他					
		合計					

(様式 2-2 記載要領)

- 1 本調書は、合同宿舎建設計画に計上したものについて作成する。
なお、以下の記載要領は、様式 5-1 及び様式 5-2 (以下、「省庁別審査調書」という。)の該当各欄に準用する。
- 2 「建設用地の状況」欄 [] には、建設する用地を取得するに至った (または取得予定の) 経緯を記載する (省庁別審査調書にあっては「建設用地」欄に () 書きする。)
- 3 「用途地域」欄には、都市計画法上の用途地域を記載する (省庁別審査調書にあっては「構造・階層」欄に () 書きする。)
- 4 「官署名」欄には、支所名、出張所名等まで記載する。
- 5 各省各庁の要求の区分は、次の要求区分によるものとし該当する規格及び戸数を記載例等を参考に記載する。
 - (1) 老朽建替：老朽に伴い宿舎を建て替える場合
 - (2) 借受解消：宿舎を設置することで借受宿舎を解消する場合
 - (3) 機構新設：機構新設に伴い、宿舎の設置が必要となる場合
 - (4) 増員：新たに定員要求を行うことに伴い、宿舎の設置が必要となる場合
 - (5) 機構統廃合：機構統廃合に伴い、宿舎の設置が必要となる場合
 - (6) その他：上記以外の理由により、宿舎の設置が必要となる場合なお、合同宿舎の建替を予定している場合は、その配分予定官署名を記入し、戸数に○印を付すこと。
- 6 「判定」欄には、設置の適否について次の表示をし、その意見を「備考」欄に記載する (省庁別審査調書にあっては「判定」欄に A・B・C の別、「財務 (支) 局所見」欄に意見をそれぞれ記載する。)
 - 「A」……………設置することが緊要なもの
 - 「B」……………設置することは適当であるが、急を要しないもの
 - 「C」……………当面設置する必要が認められないもの
- 7 「備考」欄には、次のことを記載する (省庁別審査調書にあっては「要求理由」または「財務 (支) 局所見」欄に記載する。)
 - (1) 必要戸数の付替えに係る調整が完了しているか否かを記載する。
 - (2) 建替である場合は、建替宿舎の宿舎名、構造、規格、戸数、建設年次、敷地面積、その他必要事項を記載する (合同宿舎の建替の場合も同様に所要の事項及び配分官署名等を記入する。)
 - (3) 新規設置である場合は、その必要とする理由を記載するとともに、未入居 (貸与) 宿舎の利用の可否等を記載する。
 - (4) 有料・無料の別等所要の事項を記載する (省庁別審査調書にあっては、単独宿舎の適否、合築官署の有無等。)
 - (5) 広域建替要求の廃止予定宿舎が自局管内にある場合は、当該廃止予定宿舎が存する地域を所轄する財務局等の廃止することに対する所見を記載する。
- 8 本調書には、要求官署別に前年度の 6 月 1 日現在の住宅事情調査出力表「規格別充足率等調べ」を添付する (合同宿舎の建替の場合も同様に配分官署の「規格別充足率等調べ」を添付する。) とともに、当該官署を含む当該省庁合計の「規格別充足率等調

べ」を添付する。

- 9 省庁別宿舎の設置要求で建設のうち新築以外及び購入に関する審査については、適宜審査調書を作成し、審査するものとする。

財務(支)局名					
宿舎名			設置地		
敷地面積	_____ m ² _____ m ²	構造	規格別戸数	棟別階層・戸数	戸

※ 戸数	1戸当たり面積	延べ面積	単価	規模補正	本体金額	本体金額
戸 ×	m ² /戸 =	m ²	円/m ² ×	% =	円	千円
					附帯比率	附帯金額
					%	千円
					合計	千円

施設等の内容	工事細分	品質・規格・寸法	数量	単位	単価	金額	備考	※摘要
宅地造成	盛土	搬送距離 km 厚さ =		m ³				
	切土	搬送距離 km 厚さ =		m ³				
	障害物撤去							
	既設建物解体	構造・階層 戸		m ²				
基礎	杭打	品質Φ, l = 工法 t/本		本				
	特殊基礎	工法						
電気	幹線引込			m				
	動力盤			面				
給水	上水道引込	径 =		m				
	受水槽	容量 = 構造	t	基				
	高置水槽	容量 = 構造	t	基				
	ポンプ室	モーター出力		m ²				
排水	下水渠	径 =		m				
	側溝	幅 =		m				
	浄化槽	容量 = 人槽 PPM		基				
ガス	分岐引込	径 =		m				
	プロパンボンベ室			m ²				
外構	土留・擁壁	高さ = 構造		m				
	防火水槽	容量	t	基				
その他	TV電波障害防除			戸				
	土質地盤調査			m				
	各種負担金等			式				
計								

- (注) 1. 「敷地面積」欄には、今回使用面積(上段)及び全体面積(下段)を記載する。
 2. 工事細分は、すべて附随する関連工事一切を含むものとする。
 3. 金額は、すべて資材費、労務費、運搬費、諸経費共とする。
 4. 附帯経費等として要求できる範囲は、別添「附帯経費等として要求できる範囲」に掲げる経費とする。
 5. ※欄には記載を要しない。
 6. 負担金は、種別ごとに記載する。

(別添)

附帯経費等として要求できる範囲

- 1 宅地造成に関する経費（既設建物の解体等に関する経費を含む。）
- 2 建物の基礎が標準的な直接基礎でなく特殊基礎又は杭打ちを必要とするため等、標準的経費以上に要する経費
- 3 屋外の電気、給水、排水、ガスの引込み又は接続に要する経費
- 4 受水槽、圧送給水装置、防火水槽等の設置に要する経費
- 5 その他特別に要する経費（各種負担金、土質地盤調査等）

- (注)
- 1 負担金等の要求については、設置地の市区町村負担金条例等の根拠を明確にすること。
 - 2 浄化槽、防火水槽の設置に伴い山留工事が必要な場合は、その理由を記載すること。
 - 3 数量を一式計上するものについては、明細を添付するものとする。
 - 4 高架または高置水槽は、震災等による被害を考慮し、特殊な場合を除き設置しないものとする。
 - 5 既設建物解体は、構造別に建築面積、延床面積を記載すること。

所管換等予定財産一覧表

財務（支）局

建設計画 (住宅・宿舍名)	相手方（所管換等予定）		財産の所在地	区分	面積		同意年月日	備考
	省庁名	部局名 (官署名)			全体	所管換等 予定面積		
					m ²	m ²		

(記載要領)

1. 本表は、財務局等において合同及び省庁別宿舍建設計画及び将来の宿舍建設計画（省庁別を含む）に係る敷地について、転用により設置する（予定を含む）ものについて作成する。
2. 「建設計画」欄には、「合同」、「省庁別（合築）、（単独）」の別を、また、「（住宅・宿舍名）」欄には当該住宅又は宿舍名（仮称を含む）を各々記載する。
3. 「区分」欄には、所管換、所属替、種別替、用途変更の別を記載する。
4. 「同意年月日」欄には、相手方部局の同意（口頭による同意も含む）を得ているものについて、年月日を記載するものとし、文書等が存在する場合には添付する。
5. 「備考」欄には、財産の現況、将来の宿舍建設計画に係るものについては建設計画（予定）年度、所管換等対象財産が財務省所管一般会計所属普通財産である場合には「財務普財」等参考となる事項を記載する。

添付図面作成様式・作成要領
(位置図・案内図・建物配置図)

位置図

縮尺 :

合同宿舎名		所在地	
	駅まで	km	で 分
	官署まで	km	で 分

位置図

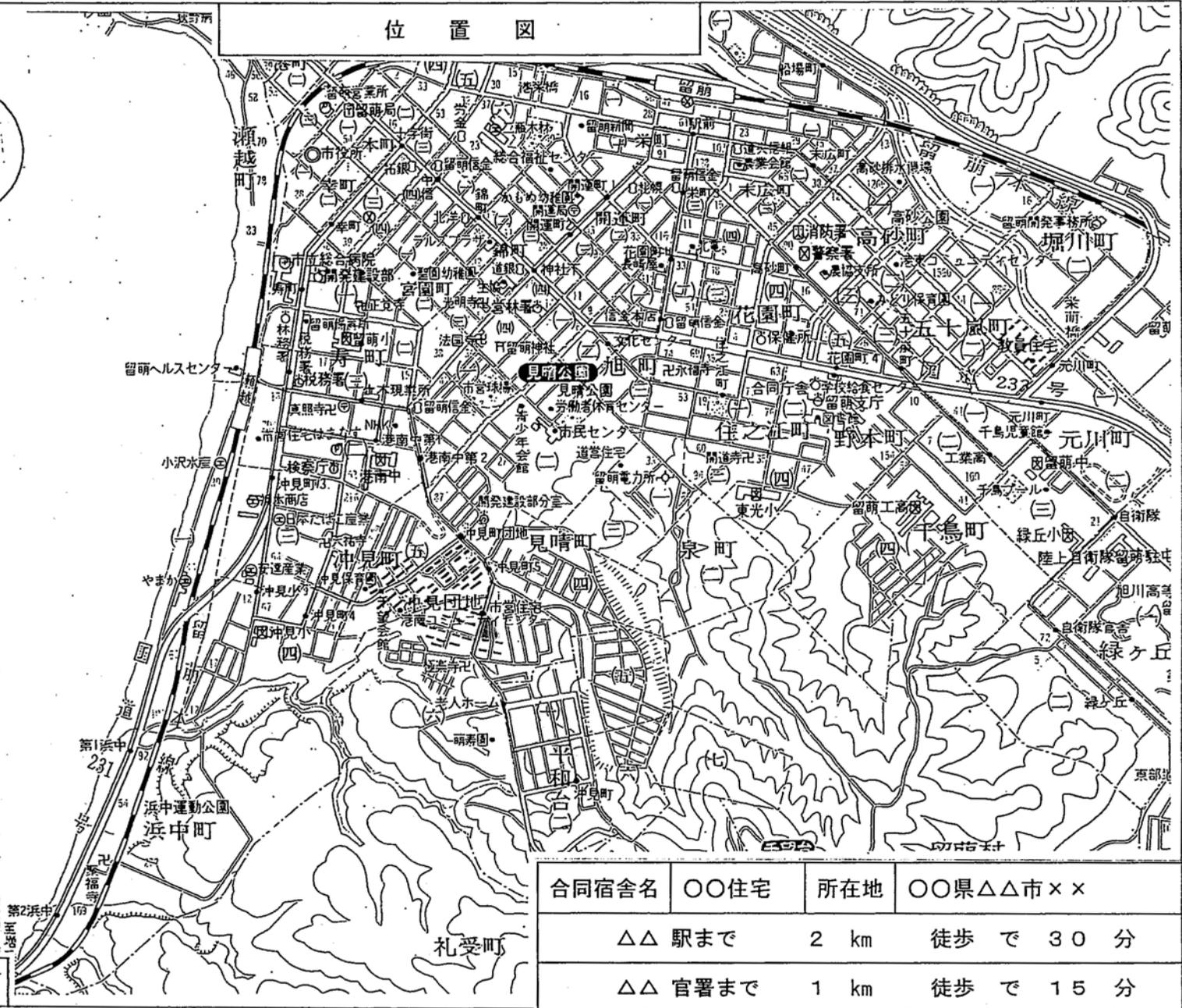
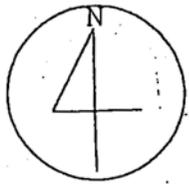
作成要領

1. 所在地は、都道府県から記載すること。
2. 方位、縮尺を記載すること。
3. 最寄りの駅（鉄道駅）及び主な官署（入居予定者が通う）までの距離（直線距離）、時間、交通手段を記載すること。
4. 駅、官署を黄色、宿舎敷地を緑色の枠線で図示をすること。

縮尺 :

合同宿舎名		所在地	
	駅まで	km	で分
	官署まで	km	で分

位置図



合同宿舎名	〇〇住宅	所在地	〇〇県△△市××
		△△ 駅まで	2 km 徒歩で 30 分
		△△ 官署まで	1 km 徒歩で 15 分

縮尺 1:20,000

案内図

縮尺 :

合同宿舎名

所在地

案内図

作成要領

1. 周辺の状況がわかる住宅地図を使用すること。
2. 方位、縮尺を記載すること。
3. 宿舎敷地を緑色の枠線で縁取りをすること。

縮尺 :

合同宿舎名

所在地

案内図



縮尺 1:1,500

合同宿舎名 ○○住宅 所在地 ○○県△△市××

建 物 配 置 図

縮 尺 : _____

合同宿舎名		所在地		敷地面積 (今回使用面積/全体使用面積)	m ² / m ²
計 画 建 物	構造・階数			建ぺい率 (実行/法定)	%/ %
	規格・戸数			容積率 (実行/法定)	%/ %
用途地域		宿舎戸数 (整備前/整備後)	戸/ 戸	駐車場台数 (整備前/整備後)	台/ 台

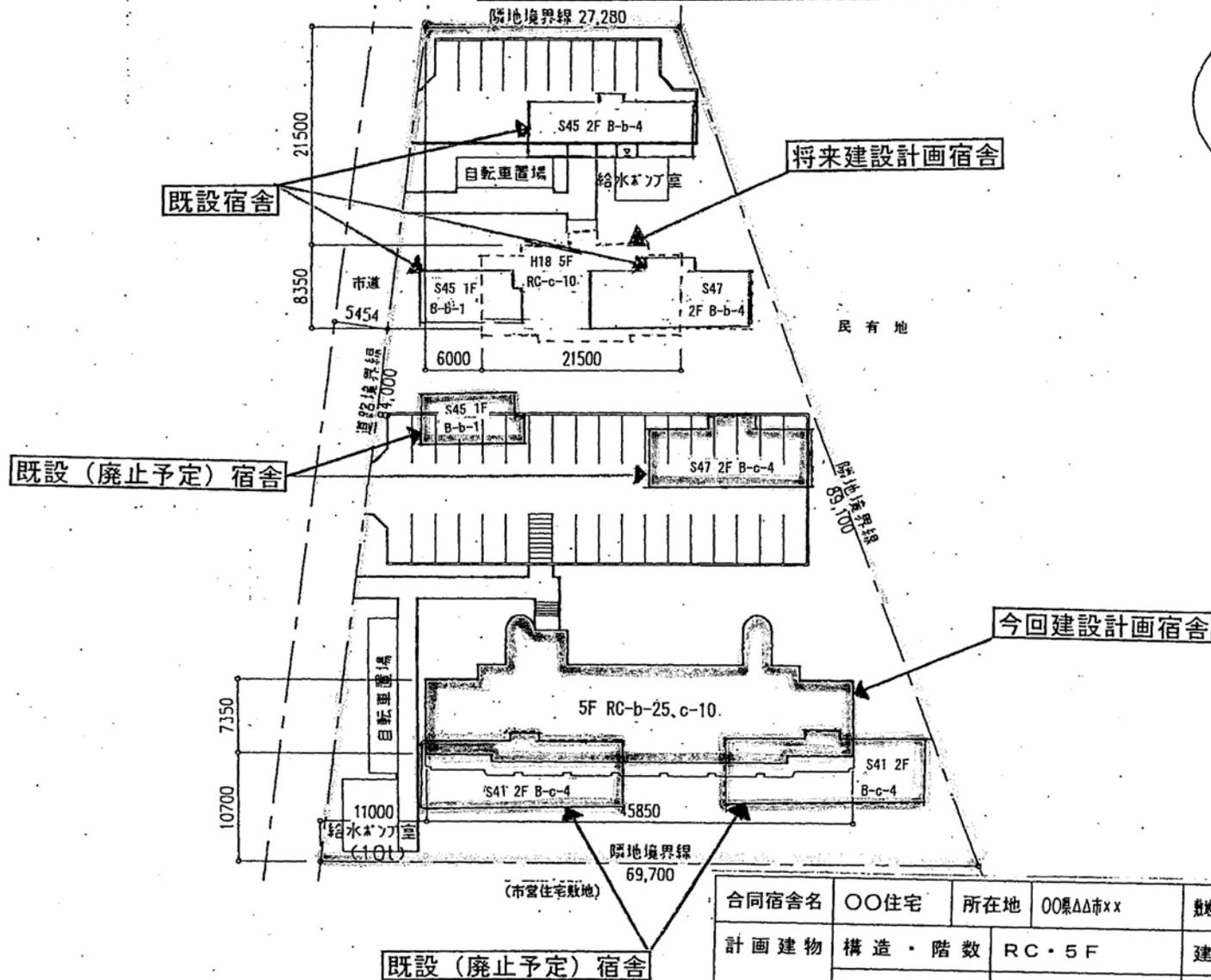
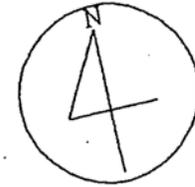
建 物 配 置 図

作 成 要 領

1. 方位、縮尺を記載すること。
2. 既設宿舎がある場合は、階数、構造、規格、戸数、建設年次を建物に記載すること。
3. 既設宿舎で、今回建設計画に伴い廃止する宿舎については、赤色の枠線で縁取りをすること。
なお、単純廃止するものは（単廃）と建物に記載すること。
4. 今回建設計画に伴い敷地の一部を用途廃止のうえ引継ぎ等を行う場合は敷地を区分し、処理計画を区分内に記載する。
5. 建築面積と延床面積については今回整備にかかるものと全体建設計画にかかるものを記載する。
6. 建ぺい率、容積率の実行については今回建設計画にかかるものと全体建設計画にかかるものを記載する。
7. 駐車場台数、整備率については今回整備にかかるものと全体建設計画にかかるものを記載する。
8. 宿舎敷地を緑色、建物を青色の枠線で縁取りをすること。
9. 今回建設計画建物には、階数、構造、規格、戸数を建物に記載すること。
10. 将来建設計画がある場合は建設予定年度、構造、階数、規格、戸数を建物に記載すること。
11. 建物平面図については後ろに極力添付すること。

合同宿舎名		所在地		敷地面積（今回使用面積/全体使用面積）	m ² / m ²
計 画 建 物	構造・階数			建ぺい率（実行/法定）	%/ %
	規格・戸数			容積率（実行/法定）	%/ %
縮 尺	:	用途地域		宿舎戸数（整備前/整備後）	戸/ 戸
				駐車場台数（整備前/整備後）	台/ 台

建物配置図



合同宿舎名	〇〇住宅	所在地	〇〇県△△市xx	敷地面積(今回使用面積/全体使用面積)	〇〇m ² /△△△m ²
計画建物	構造・階数	RC・5F		建ぺい率(実行/法定)	〇〇%/△△%
	規格・戸数	b-25戸 c-10戸		容積率(実行/法定)	〇〇%/△△△%
用途地域	第0種0000地域	容舎戸数(整備前/整備後)	〇〇戸/△△戸	駐車場台数(整備前/整備後)	〇〇台/xx台

縮尺 1 : 680

(別添)

宿舎設置要求書等の提出について

〔平成 14 年 7 月 23 日〕
財理第 2813 号

改正 平成18年3月31日同 第1335号
同 22年3月31日同 第1414号
同 27年3月3日同 第1007号
同 29年6月26日同 第2169号
令和元年7月5日同 第2378号
同 2年12月18日同 第4098号
同 4年3月22日同 第1166号
同 6年4月25日同 第1286号

財務省理財局長から各省各庁官房長等宛

国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定により財務大臣が設置する宿舎に係る毎会計年度の宿舎設置要求書（以下「要求書」という。）及び添付書類については、法令等の規定に基づくほか、別紙の事項に留意の上作成し、前年度の 11 月 30 日までに提出されたい。

(別紙)

宿舎設置要求書等について

1. 基本的考え方

国家公務員宿舎は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資する」（法第 1 条）ことを目的とした法に基づき設置しているが、宿舎の設置に当たっては、土地の有効活用、予算及び宿舎の効率的な使用を図りつつ、本目的の実現を図っていく。

2. 設置要求に当たっての留意事項

(1) 財務局等との事前調整

宿舎の設置要求に当たっては、あらかじめ設置予定地を所轄する財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局並びに財務事務所等（以下「財務局等」という。）との間で既設宿舎の活用等について十分調整を行い、要求書を提出する。

なお、要求内容について財務局等と調整が整わなかった場合において、本省間協議

を希望する場合は、要求官署が所属する各省各庁の長において理財局と調整を行うものとする。

また、財務局等から、新たな宿舎設置が必要であり要求書の提出を求められた場合は、適切に調整を行うものとする。

(2) 需要の的確な把握等

- ① 宿舎の設置要求に当たっては、当該省庁において、令和4年3月22日付財理第1163号「国家公務員宿舎の市町村ごとの需要と供給の状況に応じた対応等について」通達（以下「宿舎の需給通達」という。）に基づき、設置しようとする地域の必要戸数を的確に把握した上で、宿舎の貸与状況等の現状も踏まえつつ、省庁再編、官署の統廃合等の影響を含め今後の宿舎需要について可能な限り見込むものとする。
- ② 未入居（貸与）となっている宿舎については、未入居（貸与）となっている理由等その実態を的確に把握し、国有財産の有効活用の観点から、厳に未入居（貸与）宿舎の解消に努めるものとし、建築年次等により不要となった宿舎については、あらかじめ財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長と調整の上、宿舎の需給通達記第1に規定する改修留保宿舎への判定の変更について検討を行うものとする。

(3) 設置要求に当たっての基本原則

- ① 宿舎の設置要求は、宿舎の需給通達により設置しようとする地域の必要戸数を的確に把握した上で、老朽化による建替や官署の新設、移転に伴う新規の設置を行う場合等、真に必要な場合にのみ行うものとする。

また、省庁別宿舎の設置要求に当たっては、令和4年3月22日付財理第1164号「国家公務員宿舎の設置及び維持整備に関するコスト比較について」通達に準じ、建設、建替及び模様替の必要性については借受とのコスト比較を実施するものとする。

なお、新規の設置については、官署の新設、移転及び統廃合並びに継続的な増員等が見込まれる場合又は前年度の6月1日現在の職員の住宅事情調査等から必要性が高いと認められる場合であって、他の宿舎の状況等を勘案の上、真にやむを得ないと認められるときに限り行うものとする。

- ② 老朽・狭あいな鉄筋コンクリート造宿舎については、必要に応じ模様替等を行うことにより、その居住水準の向上を図った上で活用するなど、国有財産の有効活用に資する設置要求につき検討するものとし、当該老朽・狭あい宿舎に係るその他の設置要求は、この検討を経た上で真に必要な場合に限り行うものとする。
- ③ 現況が非効率と認められる宿舎については、その解消を図ることとし、これに伴い設置が必要となる宿舎については、設置要求を行うものとする。

(4) 宿舎の形態等

① 宿舎の形態

イ 宿舎の設置は、合同宿舎を原則とし、省庁別宿舎は宿舎の設置場所、必要性等

からみて真にやむを得ないと認められる場合に限るものとする。

- ロ 省庁別宿舎の設置要求に当たっては、集合住宅によることの原則を徹底し、単独宿舎による場合は、集合化が不可能な場合等真にやむを得ない場合に限るものとするが、その場合でも建物・敷地規模については必要最小限にとどめるものとする。

② 省庁別宿舎の敷地

設置要求に係る宿舎の敷地については、国有地を活用することを原則とし、当該土地の立地条件、形状、法令等の規制を勘案の上、当該土地が最も有効に活用できるよう配慮するものとする。

なお、要求に当たっては、設置要求時まで敷地の確保が確実と見込まれる場合に限って、設置要求を行うものとする。

③ 宿舎の規格

イ 世帯者用宿舎の設置要求は、一般的な居住水準の向上の状況及び規格別の宿舎状況を考慮の上行うものとする。

ロ 独身者用宿舎及び単身赴任者用宿舎については、世帯者用宿舎への転用が困難であること、宿舎需要の変動が予想されることから、宿舎の需給通達に基づく当該宿舎の必要戸数の推移等を踏まえ、当該宿舎が大幅に不足しており、かつ、今後とも宿舎需要が安定的に認められることを前提として要求するものとする。

ハ 独身者用宿舎については、原則としてワンルーム形式で要求を行うものとする。

(注) 既存独身者用宿舎の様式替（ワンルーム化）要求については、原則として当該宿舎の維持管理機関を合同宿舎に変更する場合に限る（合同宿舎とした独身者用宿舎の戸数配分は、財務局等と調整して決定することとなる）。

二 国家公務員宿舎法施行規則第6条第2項に定める規格のうち、e型宿舎の新規設置は要求を行わないものとし、d型宿舎の新規設置については、真に必要性が認められるものに限って要求を行うものとする。

3. 取得の協議等

宿舎設置に伴い次の協議等を要する場合には、昭和39年12月23日付蔵国第1415号「国有財産法及び国家公務員宿舎法に相互に関連する事務手続の取扱いについて」通達に基づき、要求書提出の際に併せて行うものとする。

(1) 宿舎を建設又は購入の方法で設置する場合

国有財産法（昭和23年法律第73号）第14条第1号又は第5号の規定による取得又は移築及び改築の協議

(2) 建替のため用途廃止により宿舎を廃止する場合

法第13条の2第1号の規定による宿舎廃止の協議及び国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第5条第2項の規定による通知

(注) 廃止協議の整った宿舍のうち宿舍設置後等において財務局等に引継(所管換、所属替を含む。)することとなるものについては、速やかに引継ぎできるよう境界協議、測量、登記手続を実施するものとする。

4. 書面等の作成等・提出等の方法

(1) 電子ファイルによる作成等

本通達に基づき、作成等を行う書面等(書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)については、電子ファイルにより作成等を行うことができる。

(2) 電子メール等による提出等

- ① 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。
- ② 上記①の方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

5. 要求書及び添付書類の記載要領等は別添のとおりとする。

(別添)

1 要求書の記載要領の補足

(1) 建設及び購入

- ① 省庁別宿舍の設置要求において、「附帯施設等」欄には本体経費以外の附帯経費について所要事項を記載する。
- ② 建替の設置要求を行う場合において、要求書の「備考」欄には建替の内容(老朽建替又は借受解消建替の別)を記載する。

(2) 借受

継続借受の設置要求は、新規借受と別業とし、所轄の財務局及び福岡財務支局及び沖縄総合事務局(以下「財務局等」という。)ごとに集計した「建物」及び「土地」欄の数値を記載する。

なお、前年度中に借受解消が見込まれるものについては、「備考」欄に借受の内容及び解約見込時期を記載する。

2 要求書の添付書類

- (1) 設置要求書には次に掲げる資料を添付するものとする(様式は全て日本産業規格A列4とする)。

なお、⑤(様式5)以下の調書については、各官署から財務局等にも提出するものとする。

- ① 令和 年度宿舍設置要求重点事項について 様式1

- ② 令和 年度宿舎設置要求一覧表(合同宿舎用) 様式 2-1
- 令和 年度宿舎設置要求一覧表(新築・省庁別合築用) 様式 2-2
- 令和 年度宿舎設置要求一覧表(新築・省庁別単独用) 様式 2-3
- 令和 年度宿舎設置要求一覧表(模様替等用) 様式 2-4

(注) 省庁別宿舎の設置要求のうち購入及び借受(新規)については、上記に準じた一覧表を添付する。

- ③ 廃止予定宿舎の跡地の利用計画集計表 様式 3
- ④ 廃止協議済宿舎の処理実績集計表 様式 4
- ⑤ 令和 年度宿舎設置要求一件別調書 様式 5
- ⑥ 令和 年度宿舎設置要求模様替等調書 様式 6
- ⑦ 宿舎の経年及び入居状況調書 様式 7
- ⑧ 未入居(貸与)宿舎の解消調書 様式 8
- ⑨ 令和 年度宿舎設置要求附带施設等価格算定調書 様式 9

(注) 省庁別宿舎の設置要求のうち増築、改築、移築、模様替及び購入の場合にあつては任意の様式による積算等明細書を添付する。

- ⑩ 廃止協議済宿舎の一件別(処理実績)調書 様式 10

- (2) 省庁別宿舎の設置要求(敷地の確保が必要な場合を含む)及び設置要求に伴い廃止対象とする宿舎(合同宿舎の設置要求に伴うものを含む)については、位置図、案内図、建物配置図等を添付するものとする(図面は日本産業規格 A 列 4 (又は A 列 3)とする。)

(注) 1 位置図は、最寄りの駅等交通機関からの位置関係が分かるものとする。

2 案内図は、周囲の土地の利用状況が分かるもの(住宅地図等)とする。

3 設置要求に係る建物配置図(利用計画図)には、次の事項を記載する。

① 敷地内に既設宿舎があるときは、各棟ごとの建築年次、構造、階数、規格等(廃止協議済み宿舎であるときは、廃止協議年度及び取壊し予定年月)

② 建替等のため取り壊すことが必要と認められる建物があるときは、当該建物の表示(点線により明示)

③ 同一敷地内に将来設置予定の宿舎がある場合には、当該建物を表示するとともに、構造、階数、規格、戸数を記載する。

④ 図面には該当財産を、次の色の枠線で明示すること。

イ 設置要求宿舎 ……………青

ロ 廃止予定宿舎 ……………赤

ハ 使用する敷地 ……………緑

ニ 最寄りの駅 ……………黄

(注) 建物配置図には、参考資料として平面図を添付する(廃止予定宿舎については不要)。

4 上記のほか、添付図面作成様式、作成要領、記載例を参照のうえ、必要事項を適宜記載し作成するものとする。

3 財務局長等へ提出する資料

国家公務員宿舎事務取扱準則(昭和34年大蔵省訓令特第6号)第5条の規定に基づき、財務局長及び福岡財務支局長並びに沖縄総合事務局長(以下「財務局長」という。)が官署の長に対して提出を求める宿舎設置に関する資料は、設置予定地が財務事務所等管轄区域内であるときは財務局長あてのもの2部を当該財務事務所長等に、また設置予定地が財務局直轄区域内であるときは1部を当該財務局長にそれぞれ前年度の10月10日までに提出する。

(注) 財務本省に対する添付書類の提出部数は3部である。

様式 1

令和 年度宿舎設置要求重点事項について

(省庁名)

1. 宿舎事情

(1) 量的な充足状況

(2) 質的な充足状況

2. 宿舎需要の動向

(1) 機構の新設、統廃合、改革の見通し

(2) 増員、定員削減の見通し

3. 要求の重点事項

4. その他参考事項

令和〇〇年度宿舎設置要求一覧表 (法第4条第1項)
(合同宿舎用)

〇〇省

緊急順位	要 求 官 署 名	要 求 内 容			所 轄 財 務 (支) 局 名	摘 要
		設 置 地	要 求 理 由	戸 数 等		
1	〇〇本省	東京都町田市	老朽建替	RC-c-10	関 東	
				RC-d-10		
			そ の 他	RC-単b-10		
				RC-c-10		
5	〇〇局	〇〇県〇〇市	老朽建替	RC-c-10	〇 〇	
	〇〇所		借受解消	RC-d-10		
			老朽建替	RC-d-10		
10	〇〇所	〇〇県〇〇市	機構新設	RC-a-10	〇 〇	
				RC-b-10		
			増 員	RC-a-10		
			そ の 他	RC-a-10		

(記載要領)

1. 本表は要求書に記載した緊急順位の順に様式5の該当する記載事項と同一の内容を記載する。
2. 「設置地」欄には都道府県名及び市区町村名を記載する。
3. 「要求理由」欄には、老朽建替、借受解消、機構新設、増員、機構統廃合、その他のいずれかの理由を記載する。要求理由が複数の場合には、要求理由ごとに記載する。
4. 「戸数等」欄には構造・規格・戸数を記入する。なお、規格について世帯転用型独身者用宿舎の場合は独b・独cと、単身赴任者用b型の場合は単bと、それぞれ明示する。
5. 同一要求順位内に複数の要求官署がある場合は、それぞれの要求官署について、その要求理由を明示すること。

令和〇〇年度 宿舎設置要求一覧表 (法第4条第1項)
 (新築・省庁別合築用)
 〇〇省

緊急 順位	要 求 官 署 名	要 求 内 容			所 轄 財 務 (支)局名	摘 要
		設 置 地	要 求 理 由	戸 数 等		
3	〇〇本省	東京都町田市	老朽建替	RC-c-10	関 東	〇〇省××官署、 △△庁□□官署 と合築
			そ の 他	RC-c-10		
				RC-単b-10		
7	〇〇局	〇〇県△△市	借受解消	RC-b-10	〇 〇	〇〇省××官署 と合築
				RC-c-10		
8	〇〇局	〇〇県△△市	老朽建替	RC-d-10	〇 〇	〇〇省××官署、 ××庁□□官署 と合築
			機 構 新 設	RC-c-10		
	〇〇所	増 員	RC-d-10			

(記載要領)

1. 本表は新築について要求書に記載した緊急順位の順に様式5の該当する記載事項と同一の内容を記載する。
2. 「設置地」欄には都道府県名及び市区町村区名を記載する。
3. 「要求理由」欄には、老朽建替、借受解消、機構新設、増員、機構統廃合、その他のいずれかの理由を記載する。要求理由が複数の場合には、要求理由ごとに記載する。
4. 「戸数等」欄には構造・規格・戸数を記入する。なお、規格について世帯転用型独身者用宿舎の場合は独b・独cと、単身赴任者用b型の場合は単bと、それぞれ明示する。
5. 同一要求順位内に複数の要求官署がある場合は、それぞれの要求官署について、その要求理由を明示すること。
6. 「摘要」欄には、合築する相手方官署名を記載する。

令和〇〇年度 宿舎設置要求一覧表 (法第4条第1項)
 (新築・省庁別単独用)
 〇〇省

緊急 順位	要 官 署 名	要 求 内 容			所 轄 財 務 (支)局名	摘 要
		設 置 地	要 求 理 由	戸 数 等		
2	〇〇局	〇〇県△△市	老朽建替	RC-c-10	〇 〇	
			機構新設	RC-c-10		
				RC-単b-10		
4	〇〇局	〇〇県△△市	借受解消	RC-b-10	〇 〇	
				RC-c-10		
6	〇〇局	〇〇県△△市	老朽建替	RC-d-10	〇 〇	
	〇〇所		増員	RC-c-10		
			機構統廃合	RC-d-10		

(記載要領)

1. 本表は新築について要求書に記載した緊急順位の順に様式5の該当する記載事項と同一の内容を記載する。
2. 「設置地」欄には都道府県名及び市区町村区名を記載する。
3. 「要求理由」欄には、老朽建替、借受解消、機構新設、増員、機構統廃合、その他のいずれかの理由を記載する。要求理由が複数の場合には、要求理由ごとに記載する。
4. 「戸数等」欄には構造・規格・戸数を記入する。なお、規格について世帯転用型独身者用宿舎の場合は独b・独cと、単身赴任者用b型の場合は単bと、それぞれ明示する。
5. 同一要求順位内に複数の要求官署がある場合は、それぞれの要求官署について、その要求理由を明示すること。
6. 公邸、幹部用戸建宿舎に関する要求については、「摘要」欄にその旨記載する。

緊急 順位	所 財務(支)局	轄 官 署 名	宿 舎 名 (所在地)	建 築 次	区 分	模 様 替 等 前			模 様 替 等 後			金 額	備 考		
						構 造 規 格	戸 数 (A)	戸 当 たり 面 積 (B)	面 積 (A × B)	構 造 規 格	戸 数 (C)			戸 当 たり 面 積 (D)	面 積 (C × D)
							戸	m ²	m ²		戸	m ²	m ²	千円	

（記載要領）

1. 本表は、省庁別宿舎の設置要求で建設のうち新築以外について要求書に記載した緊急順位の順に様式 6 の該当する記載事項と同一の内容を記載する。
2. 「区分」欄には、増築、改築、移築、模様替の別を記載する。

(様式3記載要領)

- 1 本集計表は、宿舎設置要求に伴い廃止を予定する宿舎について、一件別に作成する。
- 2 本集計表は、所轄財務局等ごとに別葉とし、様式5の財務局等ごとの緊急順位の順に作成する。
なお、広域建替に係る廃止予定宿舎は、緊急順位にかかわらず、その所在地を所轄する財務局等ごとに取りまとめて調書の後尾に記入するとともに、備考欄に建替先の財務局等名を記載する。
- 3 「要求区分」欄には要求内容に応じて、「合同」、「省庁別合築」、「省庁別単独」の別に記載する。
- 4 「敷地面積」欄には、廃止予定宿舎の敷地面積を記載するとともに、国有、公有、民有の別を記載する。
なお、当該宿舎が一団地の一部である場合には、その団地面積及び戸数等を()書きする。
- 5 「跡地の利用計画」欄には、廃止後の利用計画面積を記載する。
なお、当該欄の記載事由に該当しない場合は、「備考」欄若しくは、別紙に計画内容及び計画理由を記載する。
- 6 「指摘等の内容」欄には、行政財産等の使用状況調査等により指摘等された宿舎については指摘内容(イ(未利用)、ロ(非効率)、ハ(要転用))、処理計画(処理方針、処理見込年度等)の内容を簡記する(例:ロ(非効率)、現所在地建替、平成15年度以降)。
- 7 「備考」欄には廃止予定宿舎のうち未入居(貸与)のものについては「未入居(貸与)」と、また廃止理由について「建替」、「単廃」(建替要求以外の理由による廃止)の別を記載する。

様式 4

廃止協議済宿舍の処理実績集計表

(省庁名)

所 轄 財 務 (支) 局 名	廃止協議済宿舍			左のうち処理済宿舍			跡 地 の 処 理 態 様												備 考		
	構造 規格	戸 数	敷 地 の 敷 国 民 の 別	敷地 面積	構造 規格	戸 数	敷 地 の 敷 国 民 の 別	合 同 用 地		用 廃 引 継		建 替 用 地		庁 舎 用 地		借 受 解 消		特 々 整 備 財 源			
								戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数		面 積	戸 数
		戸		m ²		戸		m ²	戸	m ²											
計																					

(注) 本調書は、各官署が財務局等に提出した「廃止協議済宿舍の一件別（処理実績）調書」（様式10）の処理実績を、財務局等ごとに取りまとめて作成する。

令和 年度 宿舎設置要求一件別調書

省庁名
官署名

所轄財務(支)局名

緊急順位	位	要求書ページ 設置の方法	(維持管理)官署名					宿舎事情								
			合同・省庁別					(.6.1現在)	宿舎必要者数 A	設置戸数 B	充足率 B/A	老朽戸数 C	差引数 D=B-C	実質充足率 D/A		
設置要求宿舎の構造・規格・戸数								充足率	世帯							
要求内容	老朽建替	借受解消	機構新設	増員	機構統廃合	その他	合計		独身							
a型									計							
(1) 設置理由 (必要性及び緊急性) (2) 規格の決定理由 (3) 地域の既設宿舎 (未貸与) で対処できない理由								規格別の状況	(.6.1現在)	e型	d型	c型	b型 内単b型	a型	計	
									宿舎戸数 A							
									木造							
									ブロック造							
									RC造							
									宿舎必要者数 B				—			
									うち単身赴任者				—			
									不足戸数 A-B				—			
敷地の確保状況								整備後の状況	区分	宿舎必要者数 A	設置戸数 B	要求戸数 C	廃止戸数 D	整備後戸数 (差引数) F	整備後充足率 F/A	
									世帯							
									独身							
									計							
									敷地	設置予定地	面積 m ²			整備に伴う廃止予定宿舎	宿舎名	所在地
取得事由																
用途地域		その他規制														
法定容積率	%	法定建ぺい率	%													
実行容積率	%	実行建ぺい率	%													
敷地確保の見通し等参考事項																

(注) 機構の新設、増設、統廃合を理由とした要求や単b型、a型宿舎の設置を要求するものについては、任意の様式により規格別の必要戸数の推移表を添付する。

(様式5記載要領)

- 1 本調書は、官署ごとに設置要求に係る宿舎について設置の形態である合同宿舎、省庁別宿舎(合築・単独)の別に一件別に作成する。

なお、同一市町村に同一の設置形態において複数の官署からの要求がある場合には、その要求を取りまとめた総括表を作成し、その後に当該一件別調書を編綴する。

総括表を作成するにあたって、要求のない官署も存在する場合には本調書の「宿舎事情」(「充足率」、「規格別の状況」、「整備後の状況」)欄について、当該要求のない官署の数値も含めて集計記載するものとする(取りまとめにあたっては官署間で調整するものとする)。
- 2 「緊急順位」欄には、要求書に記載した順位を、例えば30件のうち第1順位であれば「1位/30位」と記載する(要求官署から財務局等へ提出する場合は、記入しなくても差し支えない)。
- 3 「設置地」欄には、都道府県名、市町村区名まで記載する。
- 4 「設置の方法」欄には、建設の場合に国家公務員宿舎法施行規則第5条に定める設置の方法の細分も記載する。
- 5 「合同・省庁別」欄には、合同での要求、省庁別での要求の区分を記入するものとし、省庁別の場合は、更に合築、単独の別を記載する。
- 6 「要求内容」欄には、各項目に該当する要求戸数を記載する。

(注1) 老朽建替については、宿舎として機能していない場合や未入居(貸与)となっている場合には、計上しない。

(注2) 官署の新設・統廃合・増員については、確実なもの(予算的裏付けがあるものに限る)について計上する。
- 7 「要求理由」欄には以下のとおり記載する。
 - (1) 「設置理由(必要性及び緊急性)」欄には、設置要求の必要性、緊急性、既存宿舎の老朽化状況、宿舎の不足状況、借受解消を早急に図る理由等について詳細に記載する。
 - (2) 「規格の決定理由」欄には、設置規格に関する決定理由について詳細に記載する。
 - (3) 「地域の既設宿舎(未貸与)で対処できない理由」欄には、未入居(貸与)宿舎が存在するにもかかわらず設置要求する場合等において、その理由について詳細に記載する。
- 8 「敷地の確保状況」欄には、省庁別宿舎の設置要求について(合同宿舎については記載を要さない)記載する。
 - (1) 「設置予定地」欄には、建設等予定地等について所在地を記載する。
 - (2) 「取得事由」欄には、所管換等国有財産法施行細則別表第二の増減事由用語等を記載する。
 - (3) 「面積」欄には建設地の敷地又は購入する数量を記載する。
 - (4) 「用途地域」欄、「その他規制」欄及び「法定」、「実行」の「容積率」、「建ぺい率」欄の各々には、建設地等の都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の種類及び第2号以下に規定する地区の種類並びに容積率、建ぺい率の法定、実行について各々記載する。
 - (5) 「敷地確保の見通し等参考事項」欄には、購入、転用等の場合における取得相手

方、時期等について記載する。

- 9 「宿舎事情」（「充足率」、「規格別の状況」及び「整備後の状況」）欄については前年度の6月1日現在の住宅事情調査出力表「規格別充足率調べ」や所管する宿舎財産の経年等状況から現状の宿舎事情と設置要求が認められた場合の宿舎事情について記載する。
- 10 「整備に伴う廃止予定宿舎」欄には、宿舎設置に伴い廃止する宿舎、設置要求とは関係しないが庁舎の廃止に伴い廃止する宿舎等（単純廃止）について記載するものとし、一部の廃止の場合も含む。

「耐震性能評価値」欄には、以下の区分を踏まえて記載することとする。

- (1) 昭和56年6月1日以降に建築確認又は計画通知を受けた建物については、「新耐震」と記載する。
- (2) 上記(1)に該当しない場合は、次の①～③に分類して記載する。
- ① 『官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）』に基づき診断している場合は、表2.15（耐震改修等の緊急度に関する総合評価）の「耐震診断結果の評価」の「構造体」の評価（a～d）を記載する。
- ② それ以外の方法により診断している場合で、建物が耐震性能を有しているものは「○」を記載し、有していないものは「×」を記載する。
- ③ 耐震性の有無が不明な場合は、「不明」と記載する（新たに耐震診断を実施する必要はない。）。

「跡地の利用計画」欄には、合同用地（合同宿舎用地に転用）、用廃引継（財務局等において財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定を活用して宿舎整備を図る場合の所管換を含む）、建替用地（省庁別宿舎建設用地として使用）、庁舎用地（庁舎用地として使用）、借受解消、自省庁処分（自省庁において処分）、その他の別を記載する。

- 11 本調書には、必ず前年度の6月1日現在の住宅事情調査出力表「規格別充足率調べ」（別添様式）を官署別に添付するものとする。

なお、省庁別宿舎の設置要求に当たり、当該住宅事情調査により難しい場合にあっては、要求理由を明らかにし、別途要求することも差し支えない（合同宿舎の要求については修正しない）。

総括表の作成を要する場合には、要求のない官署の住宅事情調査出力表を含めて当該住宅事情の総括表を添付し、その後に官署別の出力表を添付するものとする。

(別添)

規格別充足率等調べ

令和 年6月1日現在 No.

職員の級	職員数	住居安定	宿舍必要者数	規格	合同 省庁別	宿舍戸数(貸与ベース)							宿舍戸数 設置ベース	設置必要戸数	住居宿舍 安定率	充足率	保有率	
						入居戸数	調整数	未貸与	明渡未了	設置未了	貸借分	廃止予定						計
9級、10級、 指定職	人	人	()	e	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
6~8級			()	d	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
3~5級			()	c	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
2級以下			()	b	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
世帯計			()	e~b	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
男子(独身)			()	a	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
女子(独身)			()	a	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
独身計			()	a	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													
計			()	e~a	省庁別									()	()	()	()	
					合同													
					計													

(様式7記載要領)

- 1 本調書は、設置要求のない官署については、作成不要とする。
- 2 本調書は、官署における前年度の6月1日現在の宿舍状況を宿舍(口座)ごとに記載する。
また、合同宿舍についても記載する。
- 3 「敷地面積」欄には、一口座の宿舍敷地面積(未使用土地及び他へ使用承認しているものを含む。)を記載する。
ただし、当該宿舍敷地が、合同宿舍敷地、他省庁の宿舍敷地、庁舎敷地及び普通財産の場合は〔 〕外書きとして、民公有借受地の場合は()外書きとして記載する。
なお、法第4条第1項宿舍と法第4条第2項宿舍が混在している場合は、戸数按分により面積を区分して記載する。
- 4 「構造・規格・戸数」欄には、構造・規格別に戸数を記載し、民公有借受宿舍の場合はその戸数を()内書きする。
- 5 「建築年次」及び「宿舍経年状況」の各欄には、国設宿舍及び特別借受宿舍についてのみ記載し、民公有借受宿舍については、記載を要しない。
- 6 「入居状況」欄には、民公有借受宿舍を含めて次により記載する。
 - (1) 「独身」欄には、入居戸数及び入居者数を記載し、女子については、「入居者数欄」に()内書きする。
 - (2) 「世帯」欄には、級別入居戸数を記載し、単身赴任者についての入居戸数を()内書きする。
 - (3) 「世・計」欄には、世帯についての入居戸数の合計を記載し、単身赴任者についての入居戸数の合計を()内書きする。
- 7 「他官署への貸借」欄には、他官署から借りている戸数を()書きで上段に、他官署に貸している戸数を下段に記載し、貸借の相手方(省庁名、官署名)を備考欄に記載する。
- 8 「備考」欄には、以下の事項等参考となることについて記載する。
 - (1) 廃止予定宿舍については、例えば「13' 廃止協議済〇戸等」と年度を明示して記載する。
 - (2) 民公有借受地及び宿舍については、民公有の別、借受者(財務局等名又は官署名)及び年額借受料(前年度4月1日現在)を記載する。
 - (3) 行政財産等の使用状況実態調査等により指摘等された宿舍については、指摘内容(イ(未利用)、ロ(非効率)、ハ(要転用))、処理計画(処理方針、処理見込年度等)の内容を記載する。
- 9 末尾に、自官署宿舍、他官署宿舍の別に、「構造・規格・戸数」欄には、構造・規格別に計を、その他の欄には各欄の官署計を付す。

宿舎の経年及び入居状況調書

官署名 ○○事務所

省庁名 ○×省
(令和元年6月1日現在)

宿舎名 (所在地)	敷地面積 (㎡)	構造 規格 戸数	建築年次	宿舎経年状況(年)						設置 未了	入居状況						他官署 への貸借	未入居	廃止 戸数	備考	
				20 以下	21 ? 25	26 ? 30	31 ? 35	36 ? 40	41 以上		独身		世帯								
				戸数	入居者	1~2G	3~5G	6~8G	9G以上		世・計	戸数	入居者	1~2G	3~5G	6~8G					9G以上
霞が関宿舎 (千代田区霞が関)	5,420	RC-c 10	H1	10																	
			S55		10					1	2	(2) 5	2								
			S50、51			10								7				7	1	2	××省へ貸1戸
			S44~46				10			3	(1) 4	3					3	2	2	5	H30廃止協議済5戸 ○○省△△官署へ貸2戸
			計 40	10	10	10	10			4	(1) 6	(2) 8	16	(2) 2	(1) 1	(5) 27	3	4	5		
紀尾井町宿舎 (千代田区紀尾井町)	[2,000]	RC-c 20	—						20												
九段宿舎 (千代田区九段北)	[3,000]	W-b 20	S45~58	5	4	6	5			4	7	12	2		14	1	1		□(非効率) 現在地建替(R1以降)		
丸の内宿舎 (千代田区丸の内)	—	W-b 4 (4)	—									4			4				民有 関東財務局借受 年額800,000円		
千代田宿舎 (千代田区霞が関)	2,000	—	—																イ(未利用土地) 売払(R1)		
飯田橋宿舎 (千代田区飯田橋)	—	B-c 2	S54		2							2			2	(2)			△△省××官署より借2戸		
自官署宿舎計	5,620 [5,000]	RC-c 30		10					20				7	(2) 2	(1) 1	(3) 10					
		RC-b 10			10					1	2	(2) 5	2			(2) 7					
		W-c 10 (4)				10							7			7	1	2			
		W-b 34		5	4	6	15			7	(1) 11	19	2			21	3	3	5		
他官署から借りて いる宿舎計		B-c 2			2							2			2	(2)					
合同宿舎	—	RC-c 45	—	25					20			12	10		22	(1) 2			○○省△△官署より借1戸 ××省○○官署へ貸2戸		
合計	5,620 [5,000]	RC-c 75		35					40				(2) 19	(1) 12	(3) 32	(1) 2					
		RC-b 10			10					1	2	(2) 5	2			(2) 7					
		B-c 2			2							2			2	(2)					
		W-c 10 (4)				10							7			7	1	2			
		W-b 34		5	4	6	15			7	(1) 11	19	2			21	3	3	5		

(注)1. 行政財産等の使用状況調査等により指摘された宿舎については、指摘内容(イ(未利用)、ロ(非効率)、ハ(要転用))、処理計画(処理方針、処理見込年度等)の内容を備考欄に記載する。
2. 公邸、幹部用戸建宿舎については、その旨「幹部用」、「公邸」と備考欄に記載する。

(様式 8 記載要領)

- 1 本調書は様式 7 において未入居（貸与）となっている省庁別宿舎について作成するものとする。
- 2 「宿舎名（所在地）」、「構造・規格・宿舎戸数」、「建築年次」「未入居」の各欄については、様式 7 の該当宿舎について転記する。
- 3 「長期未入居」欄には、未入居（貸与）宿舎のうち、前年度の 9 月 1 日時点において 1 年間以上未入居（貸与）となっている宿舎の該当戸数を記載する。
- 4 「未入居（貸与）となっている理由」欄には、未入居（貸与）宿舎となっている理由について詳細に記載する。
- 5 「未入居（貸与）の解消策」欄には、解消策について詳細に記載する。

設置形態						
官署名				設置地		
敷地面積	_____ m ²	構造		規格別戸数	棟別階層・戸数	戸

※ 戸数	1戸あたり面積	延べ面積	単価	規模補正	本体金額	本体金額
戸 ×	m ² /戸 =	m ²	円/m ² ×	% =	円	千円
					附帯比率	附帯金額
					%	千円
					合計	千円

施設等の内容	工事細分	品質・規格・寸法	数量	単位	単価	金額	備考	※摘要
宅地造成	盛土	搬送距離 km 厚さ =		m ³				
	切土	搬送距離 km 厚さ =		m ³				
	障害物撤去							
	既設建物解体	構造・階層 戸		m ²				
基礎	杭打	品質Φ, l = 工法 t/本		本				
	特殊基礎	工法						
電気	幹線引込			m				
	動力盤			面				
給水	上水道引込	径 =		m				
	受水槽	容量 = 構造	t	基				
	高置水槽	容量 = 構造	t	基				
	ポンプ室	モーター出力		m ²				
排水	下水渠	径 =		m				
	側溝	幅 =		m				
	浄化槽	容量 = 人槽 PPM		基				
ガス	分岐引込	径 =		m				
	プロパンボンベ室			m ²				
外構	土留・擁壁	高さ = 構造		m				
	防火水槽	容量	t	基				
その他	TV電波障害防除			戸				
	土質地盤調査			m				
	各種負担金等			式				
計								

- (注) 1. 「設置形態」欄には、合築、単独の別を記載する。
 2. 「敷地面積」欄には、今回使用面積（上段）及び全体面積（下段）を記載する。
 3. 工事細分は、すべて附随する関連工事一切を含むものとする。
 4. 金額は、すべて資材費、労務費、運搬費、諸経費共とする。
 5. 附帯経費等として要求できる範囲は、別添「附帯経費等として要求できる範囲」に掲げる経費とする。
 6. ※欄には記載を要しない。
 7. 負担金は、種別ごとに記載する。
 8. 設置地の市区町村において定める条例、開発指導要綱により建設計画に特殊な義務等が課される場合には当該条例等の写しを添付するものとする。

(別添)

附帯経費等として要求できる範囲

- 1 宅地造成に関する経費（既設建物の解体等に関する経費を含む。）
- 2 建物の基礎が標準的な直接基礎でなく特殊基礎又は杭打ちを必要とするため等、標準的経費以上に要する経費
- 3 屋外の電気、給水、排水、ガスの引込み又は接続に要する経費
- 4 受水槽、圧送給水装置、防火水槽等の設置に要する経費
- 5 その他特別に要する経費（各種負担金、土質地盤調査等）

- (注)
- 1 負担金等の要求については、設置地の市区町村負担金条例等の根拠を明確にすること。
 - 2 浄化槽、防火水槽の設置に伴い山留工事が必要な場合は、その理由を記載すること。
 - 3 数量を一式計上するものについては、明細を添付するものとする。
 - 4 高架または高置水槽は、震災等による被害を考慮し、特殊な場合を除き設置しないものとする。
 - 5 既設建物解体は、構造別に建築面積、延床面積を記載すること。

(様式10記載要領)

- 1 本調書には、法第13条の2の宿舎廃止の協議が整ったもの(単純廃止宿舎を含む)のうち、用途廃止等の処理手続きがなされていないものについて年度別に記載し(作成時点は、前々年度の9月1日現在とする。)、年度別に小計を設ける。
- 2 上記1の対象宿舎のうち、前々年度の9月1日から前年度の8月31日までに処理した宿舎についてはその実績を記載する。
- 3 各欄の記載要領は以下のとおりである。
 - (1) 「宿舎名」欄において、廃止協議済宿舎が一団地の一部である場合には、宿舎名を()書きで記載する。

なお、この場合は、敷地面積は戸数当たりの按分により算出して差し支えない。
 - (2) 単純廃止の宿舎にあつては、「宿舎名」欄に(単)の表示を記載する。
 - (3) 「構造・規格・戸数」欄及び「敷地面積」欄には、本書きで廃止協議済宿舎を、()書きで処理済宿舎の状況を記載し、併せて「敷地面積」欄には、国公民有地の別を[]書きで記載する(例: 国有地→[国]、公有地→[公]、民有地→[民])。
 - (4) 「廃止協議年度」欄には、廃止協議の年度が古いものから記載するとともに、建物の用途廃止年月日を()書きで記載する。
 - (5) 「跡地の処理態様」欄には、処理を行ったものの宿舎戸数及び敷地面積を各々の態様に区分して記載する。

なお、当該欄の記載事由に該当しない場合は、「備考」欄若しくは別紙に処理内容及び処理理由を記載する。

また、処理を行っていないものにあつては、処理の予定を各々の態様に区分して()書きで記載する。
 - (6) 処理を行ったものは、必ず「処理年月日」欄に記入するとともに、処理の予定があるものは、その年度を()書きで記載する。
 - (7) 「処理できない理由及びその解消策」欄には、処理ができない理由を具体的に記載するとともに、その解消策及び見通しを記載する。

添付図面作成様式・作成要領
(位置図・案内図・建物配置図)

位置図

縮尺 :

宿舎名		所在地	
	駅まで	km	で分
	官署まで	km	で分

位置図

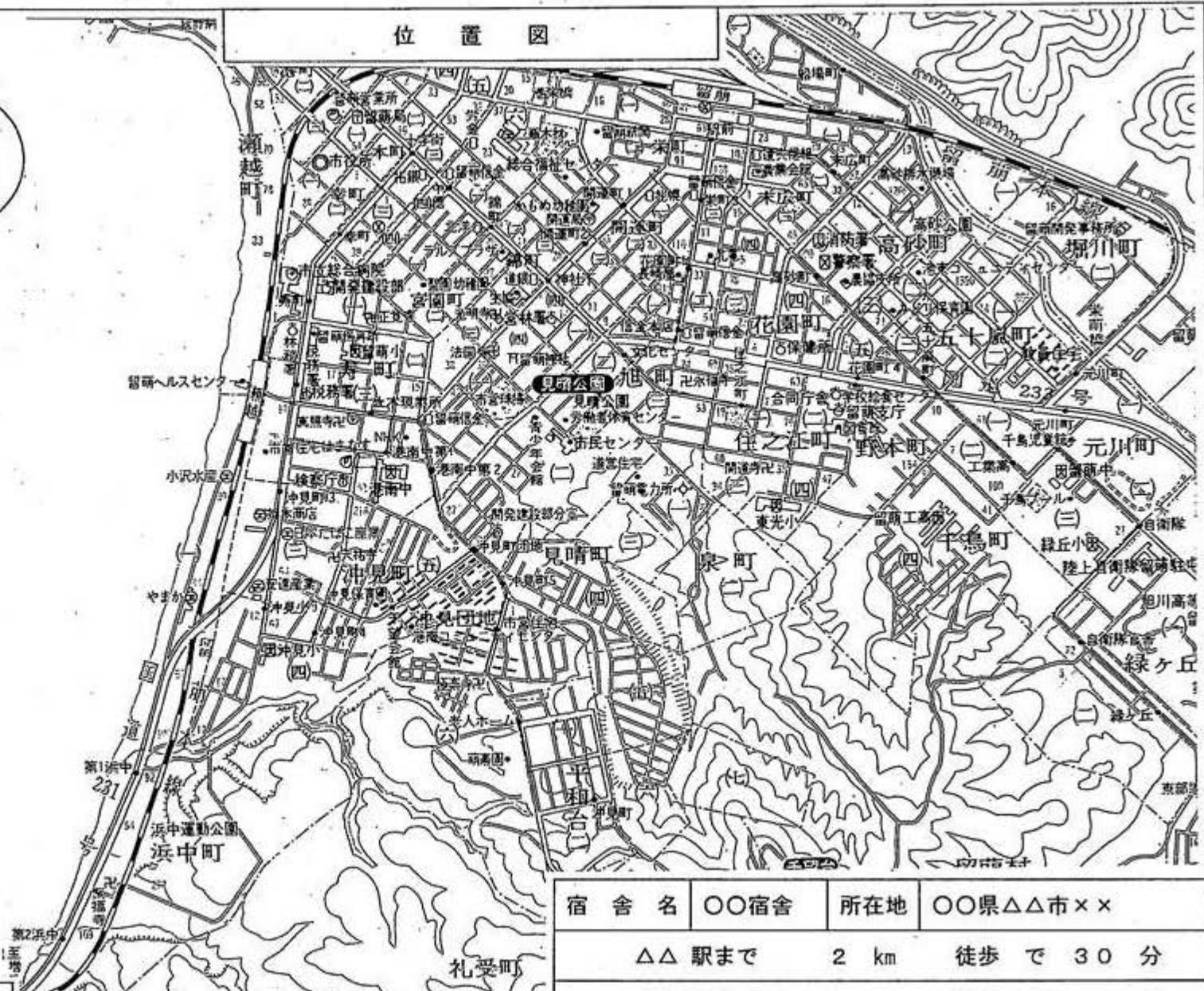
作成要領

1. 所在地は、都道府県から記載すること。
2. 方位、縮尺を記載すること。
3. 最寄りの駅（鉄道駅）及び主な官署（入居予定者が通う）までの距離（直線距離）、時間、交通手段を記載すること。
4. 駅、官署を黄色、宿舎敷地を緑色の枠線で図示をすること。

縮尺 :

宿舎名		所在地	
駅まで		km	で分
官署まで		km	で分

位置図



宿舎名	〇〇宿舎	所在地	〇〇県△△市××
		△△ 駅まで	2 km 徒歩で 30 分
		△△ 官署まで	1 km 徒歩で 15 分

縮尺 1 : 20,000

案内図

縮尺 :

宿舎名

所在地

案内図

作成要領

1. 周辺の状況がわかる住宅地図を使用すること。
2. 方位、縮尺を記載すること。
3. 宿舎敷地を緑色の枠線で縁取りをすること。

縮尺 :

宿舎名

所在地

案内図



縮尺 1:1,500

沖見35号通り

宿舎名 ○○宿舎 所在地 ○○県△△市××

建 物 配 置 図

省庁名		官署名		宿舎名	
所在地		敷地面積（今回使用面積/全体使用面積）		m ² /	m ²
計画建物	構造・階数		建ぺい率（実行/法定）		%/ %
	規格・戸数		容積率（実行/法定）		%/ %
用途地域		宿舎戸数（整備前/整備後）	戸/ 戸	駐車場台数（整備前/整備後）	台/ 台

縮 尺 : _____

建 物 配 置 図

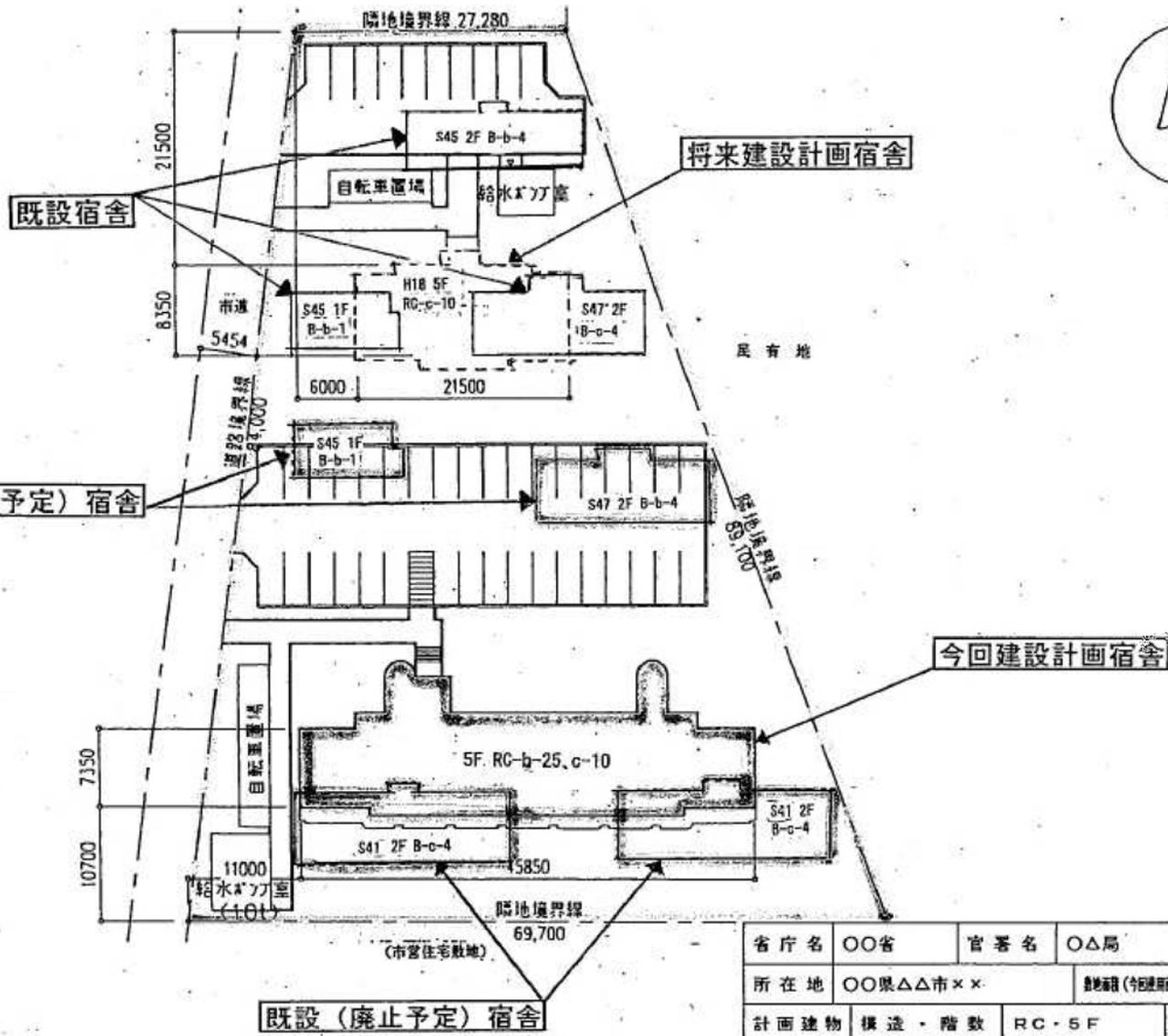
作 成 要 領

1. 方位、縮尺を記載すること。
2. 既設宿舎がある場合は、階数、構造、規格、戸数、建設年次を建物に記載すること。
3. 既設宿舎で、今回建設計画に伴い廃止する宿舎については、赤色の枠線で縁取りをすること。
なお、単純廃止するものは（単廃）と建物に記載すること。
4. 今回建設計画に伴い敷地の一部を用途廃止のうえ引継ぎ等を行う場合は敷地を区分し、処理計画を区分内に記載する。
5. 建築面積と延床面積については今回整備にかかるものと全体建設計画にかかるものを記載する。
6. 建ぺい率、容積率の実行については今回建設計画にかかるものと全体建設計画にかかるものを記載する。
7. 駐車場台数、整備率については今回整備にかかるものと全体建設計画にかかるものを記載する。
8. 宿舎敷地を緑色、建物を青色の枠線で縁取りをすること。
9. 今回建設計画建物には、階数、構造、規格、戸数を建物に記載すること。
10. 将来建設計画がある場合は建設予定年度、構造、階数、規格、戸数を建物に記載すること。
（点線で建物を図示する。）
11. 建物平面図については後ろに極力添付すること。
12. 省庁別合築の場合、「省庁名」、「官署名」欄には、代表省庁等を「〇〇〇外」と記載する。

省庁名		官署名		宿舎名	
所在地	敷地面積（今回使用面積/全体使用面積）			m ² /	m ²
計画建物	構造・階数		建ぺい率（実行/法定）	%/ %	
	規格・戸数		容積率（実行/法定）	%/ %	
用途地域		宿舎戸数（整備前/整備後）	戸/ 戸	駐車場台数（整備前/整備後）	台/ 台

縮 尺 : _____

建物配置図



省庁名	〇〇省	官署名	〇△局	宿舍名	〇〇宿舍
所在地	〇〇県△△市××		敷地面積(今回建築面積/全棟建築面積)	〇〇㎡/△△△㎡	
計画建物	構造・階数	RC・5F		建ぺい率(実行/法定)	〇〇%/△△%
	規格・戸数	b-25戸 c-10戸		容積率(実行/法定)	〇〇〇%/△△△%
用途地域	第〇種〇〇〇〇地域	容積戸数(建築前/建築後)	〇〇F/△△F	駐車台数(建築前/建築後)	〇〇台/××台

縮尺 1:680